

【用語の解説】（五十音順）

＜運営適正化委員会＞

運営適正化委員会とは、社会福祉法第 83 条に定められている「福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保」するとともに「福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する」ために都道府県社会福祉協議会に設置される委員会のことを指します。

＜買い物サポートガイドブック＞

木更津市社会福祉協議会が第 2 次木更津市地域福祉活動計画の重点事業である買い物弱者を応援する取り組み事業として、市内の配達サービス等を実施する店舗調査の結果をまとめ支援者用と利用者用の冊子を作成したものです。

＜傾聴ボランティア＞

傾聴とは、相手に自由に話をしてもらい、聞き手がその話をじっくり聴くという面接の基本的な姿勢のことをいいます。傾聴ボランティアとは、高齢者や障害者、あるいは近年では災害の被災者などの悩みや不安、寂しさなどについて、じっくり話を聞き、その悩みや不安、寂しさの軽減を図り、相手の心のケアを行う活動や人を指します。

＜コミュニティソーシャルワーカー＞

コミュニティソーシャルワーカーとは、福祉サービスを必要としている人を発見し、その人の自立に向けた個別支援を行いながら、その人と同様な問題を抱える人を把握・発見し、その人たちへの支援のネットワークの組織化を図り、それら福祉サービスを必要としている人を排除せず、地域に住む人の関係性を豊かに再構築するコミュニティづくりを一貫させるコミュニティソーシャルワーク機能を発揮する専門職のことを指します。

＜災害ボランティアセンター＞

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点のことを指します。近年では、被害の大きな災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ運営されています。一般的に、被災した地域の社会福祉協議会、日頃からボランティア活動に関わっている人たちと行政が協働して担うことが多いです。主な活動内容は、被災地のニーズの把握、ボランティアの受け入れ、人数調整や資機材の貸し出し、ボランティア活動の実施と振り返りなどを行います。

＜サロン・サロン活動＞

サロン活動とは、「地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、

内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動」として、その開催を提唱されているものを指します。高齢者、障害者、子育て中の親など、様々なサロンが全国各地で開催されており、楽しさや生きがい、社会参加の機会が得られる場として、また、出かけるところがあることによって、生活のメリハリが生まれ、閉じこもりがちな生活の改善にも役立つとされています。

＜市民後見人＞

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、一定の研修を受け、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者を指し、利用する本人に、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行います。

＜社会福祉法改正：社会福祉法人の地域貢献事業＞

社会福祉法改正、社会福祉法人の地域貢献事業とは、平成 28 年 3 月 31 日に公布された社会福祉法等の一部を改正する法律の内、「地域における公益的な取り組みを実施する責務」のことを指します。公益的な取り組みとは、社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること、無料又は低額な料金で提供されることが想定されており、社会福祉法人の地域社会への貢献、各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進することが求められています。各法人が、一定の計算式で残余財産が生じたときに社会福祉充実計画（地域貢献計画）を作成し、所轄庁の承認を得て実施します。

＜新福祉提供ビジョン＞

「新福祉提供ビジョン」とは、厚生労働省内に設置された「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」が平成 27 年 9 月 17 日に示した、今後の改革の方向性である「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン－」を指します。その主な内容は、様々な要因により抱えるニーズが多様化、複雑化していることやこれまでの福祉サービスが高齢者や障害者、児童など対象者ごとに提供され、今日の多様化、複雑化しているニーズに対応しきれていないことなどを課題として、今後の改革の方向性として「包括的な相談支援の実施」「地域の実情にあったサービスの提供体制の確立」「全世代・全対象型地域包括支援を担う人材の育成」などが示されています。

＜ソーシャルインクルージョン＞

ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）とは、今日的な「つながり」の再構築を図り、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという社会福祉の考え方を指します。

＜地域ケア会議＞

地域ケア会議とは、高齢者支援センターが主催する地域の関係者による高齢者に関する情報交換や連絡調整を行う会議のことです。民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会・町内会、老人クラブ、介護支援専門員（ケアマネージャー）、介護施設関係者、ボランティアグループ、NPO等の関係者が参加します。

＜地域包括支援センター＞

地域包括支援センターとは、介護を必要とする人が住みなれた地域社会でその人らしい生活ができるよう、多角的なサービスを提供する地域包括ケアの具体的な推進機関のことを指します。設置の責任主体は市町村で、多様な主体に事業を委託することもでき、日常生活圏域に配置されることになっています。具体的には、地域包括ケアを進めるために、地域におけるネットワークの構築、実態把握、総合相談などを行います。このため、専門職として保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーが配置され、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントのチームアプローチを展開しています。

＜ニッポン一億総活躍プラン＞

「ニッポン一億総活躍プラン」とは、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指すために、平成28年6月2日に閣議決定されたプランを指します。このプランは、我が国の経済成長の妨げとなっている課題の根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組むものと位置付けられています。日本経済に更なる好循環を形成するため、これまでの経済政策を一層強化するとともに、広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするという考えのもと、様々な経済社会システムづくりに取り組むプランです。主な内容としては「働き方改革」「子育ての環境整備」「介護の環境整備」「すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備」などについて検討されています。

＜ノーマライゼーション＞

ノーマライゼーションとは、障害者や高齢者等の社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり方法のことを指します。

<福祉教育>

国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために講習、広報等の手段により行う教育のことを指します。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い福祉教育の割合は大きくなりつつあります。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされています。

<我が事・丸ごと>

「我が事・丸ごと」とは、厚生労働省が厚生労働大臣を本部長として平成 28 年 7 月に設置した「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」における、地域共生社会への実現に向けた様々な福祉改革の方向性を指します。「我が事」とは、ややもすると他人事になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組み作りであり、「丸ごと」とは、市町村がそれら地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつながりを含め、また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも含めての「丸ごと」であり、その趣旨に沿って各種の福祉改革が行われていくことになっています。